

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関する新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

7 生産に係る情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地問題解決加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型酪農経営支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

様式第2号の参考

水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

■ 農業者記入欄

1 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積

ゲタの面積払に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」の欄は、下記（1）～（6）を参照の上、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象畑作物ごとに、水田、畑作、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計値を記入してください。

注）「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○を付けてください。また、一部の品目のみ希望する場合は、営農計画書（右下）の「記入欄」に希望する対象畑作物を記入してください。

なお、営農計画書の提出後（交付申請後）に、実際の作付面積が減少した場合は、速やかに地方農政局等にその旨を連絡してください。

（1）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（注）なお、小麦については、春期には種する小麦（以下「春まき」という。）と秋期には種する小麦（以下「秋まき」という。）に区別して作付面積を記入してください。

（2）大豆

生産予定面積は、は種前に農協等と締結した出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（3）そば

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用そばを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（4）なたね

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付

面積を基本とします。(数量払の対象とならないなたねを生産するための作付面積を除いた面積としてください)。

(5) てん菜

生産予定面積は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

(6) でん粉原料用ばれいしょ

生産予定面積は、農協等と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

3 「水稻单収欄」

「水稻用途別作付面積」の生産予定面積等の算定に用いる水稻单収を記入してください。

4 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

5 「水田農業高収益化推進助成関係」

高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、開始年度及び対象面積を記入してください。

6 農地の利用計画記入欄

(1) 「農地の番号」

農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

(2) 「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

(3) 「交付対象農地区分」

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「1」を、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地以外の水田は「2」を、畑地は「3」と記入してください。

(交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。)

なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入してください。

(4) 「作期」

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稻の作付けがある場合

主食用水稻の作付けは「1」を、主食用水稻以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稻「1」

○ 主食用水稻の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」(麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。)

7 「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

8 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1m²未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稻を作付けする面積を記入してください。

9 「作物名」

主食用水稻（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稻、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稻、加工用米、新市場開拓用米、そば（普通そば又は種子用そば）、なたね（食用植物油脂用、その他）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1) 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い
平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構か

ら貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合及び農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合を除きます。）

(注2) 畑地における対象畑作物の作付面積も記入してください。

(注3) 小麦のうち、ゲタの面積扱に係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」に区別して記入してください。

10 「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米を含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

11 「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「作物名」欄に品種名を記載してください。

12 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

13 「転換畑該当年月等」

転換畑とした年月、植栽造成年月、新規開田年月を記入してください。

14 「改善計画の達成予定年」

当該水田について作成した調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を記入してください。

15 「畠地化」

高収益作物畠地化支援に係る取組及びその他畠地化支援に取り組む年度を記入してください。

16 「備考」

備考として特記すべき事項を記入してください。平成29年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。

高収益作物定着促進支援に輪作で取り組む場合は備考欄に輪作と記入してください。

17 提出期限

- (1) 営農計画書は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。
- (2) なお、内容に変更がある場合には、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出してください。

■ 水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

以 上

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

初めて加入及び代理人に委任をされる方は、必ず提出してください。ただし、前年度までに加入及び委任状を提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。なお、原則、口座名義は申請者名と同一としていただきますが、代理人に委任される場合は、必ずその理由を記入してください。

年　月　日

地方農政局長 殿

住所

氏名

印

申請の内容

新規加入振込口座変更代理人に委任(以下の欄に代理人を記入してください)

<代理人に委任される方>

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとします。

代理人	住所				
	氏名				
別途 使う 理由 口座					

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ロックローテーションなどの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

交付金の振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)										
	金融機関コード(数字4ヶタ)				金融機関名						
					農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金						
	支店コード(数字3ヶタ)				支店名						
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)					口座番号(7ヶタに満たない場合は、右づめで記入)					
	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		<input type="checkbox"/> 別段		<input type="checkbox"/> 通知				
	口座名義人										
	フリガナ										
	漢字										
	ゆうちょ銀行										
記号(6ヶタ目がある場合は※部分に記入)					番号(右づめで記入)						
1				0	*					1	
口座名義人											
フリガナ											
漢字											

交付申請者管理コード									
					地域協議会等管理コード				

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⚠️ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

年　月　日

経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧

○○農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

} 殿

市町村長　印

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)IVの第1の1の(1)の①のイの(ウ)の規定に基づき、○年○月○日現在、下表の○年度の経営所得安定対策への加入を希望する集落営農については、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものと判断します。

番号	集落営農名称	代表者氏名	所在地住所	設立年月
1	○○集落営農	○○○○	○○県○○市・・・	27.3
2	□□集落営農	□□□□	○○県○○市・・・	25.3

経営所得安定対策等交付金の対象作物等の
地域別作付計画面積報告書

年 月 日

○○農政局長 殿
 (北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

地域農業再生協議会長 印

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの3の(2)の規定に基づき、7月1日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態:

2 営農計画書の提出件数(交付申請者数) 件

3 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積(単位:ha)

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									

4 水田活用の直接支払交付金の作付計画面積

(1)戦略作物助成(単位:ha)

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稻)	うち子実用 とうもろこし	うち青刈り とうもろこし	WCS用稻	米粉用米	飼料用米	うち生もみを 利用する取組を除く	うち生もみを 直接利用す る取組	加工用米
作付計画面積											

(2)水田農業高収益化推進助成対象面積(単位:ha)

作物名等	高収益作物定着促進支援				高収益作物 畠地化支援	その他 畠地化支 援	子実用とう もろこし支 援	
	野菜	花き・花木	果樹	その他				
対象面積								

【参考】主食用米等及び二毛作面積(単位:ha)

作物名	主食用米	二毛作面積※									
		麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稻)	WCS用 稻	米粉用米	飼料用米	加工用米	新市場開 拓用米	そば	なたね
作付計画面積											

※ 営農計画書の農地の利用計画記入欄に記載された二毛作面積の合計を記載してください。

5 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地(単位:ha)

※ (うち加入者の面積 ha) ha)	定期的な確認方法		
	<input type="checkbox"/> 実測 〔 実測年度: 〕	<input type="checkbox"/> 公的資料との確認 〔 資料名: 〕	<input type="checkbox"/> その他 〔 確認方法: 〕

※ 協議会の水田情報(水田台帳等)で整理されている全ての交付対象水田(4の(2)の畠地化の面積は除きます。)の合計面積を記載してください。

経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書

年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

年産経営所得安定対策加入者別の作付面積を確認したので、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅳの第2の5の(3)の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

地域農業再生協議會長 印

水田活用の直接支払交付金対象作物面積

○戦略作物助成対象面積

○水田農業高収益化推進助成等対象面積

【参考】二毛作面積

※そば、なたね、新市場開拓用米は産地交付金の追加配分の対象

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

○○農政局長 殿
 (北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

交付申請者氏名 [法人等にあっては、
 名称及び代表者氏名] 印
 経営承継者又は [法人等にあっては、
 相続人の氏名] 印

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生年月日	年 月 日
内容(該当するものにレ印を記入してください) <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 移譲 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他(以下に具体的に事由を記入してください) []	

2 農業経営の承継等に係る内容

	[旧]承継前の経営体 (対策加入者)	→ [新]□承継後の経営体(経営承継者) □経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者 氏名		
交付申請者管理コード		
住 所	電話 ()	電話 ()

3 交付金の振込口座(口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。)

金融機関(ゆうちょ銀行以外)			
金融機関コード(数字4ヶタ)		金融機関名	
		農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金	
支店コード(数字3ヶタ)		支店名	
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)			
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知		口座番号(7ヶタに満たない場合は、右づめで記入)	
口座名義人			
フリガナ			
漢字			
ゆうちょ銀行			
記号(6ヶタ目がある場合は※部分に記入)		番号(右づめで記入)	
1	0	*	1
口座名義人			
フリガナ			
漢字			

(備考)

- (注意事項)
- (1) 交付申請者の死亡等やむを得ない場合を除き、当該交付申請者は、氏名等を記入するとともに捺印してください。
 - (2) 交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
 - (3) 農業経営の承継等があつたことを確認できる書類を添付してください。
 - (4) 交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。
 - (5) 収入減少影響緩和交付金の加入者から承継又は相続を受けようとする方であつて、引き続き同交付金に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者	住所		申請年月日	年 月 日
	氏名又は 法人・組織名		交付申請者管理コード	
	代表者名 (法人・組織 のみ)		地域協議会等管理コード	
			「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード	
			A	

麦		品質区分別生産量						
品質区分 (等級/ランク)		小麦		二条大麦		六条大麦		はだか麦
春期には種する小麦 (パン・中華麺用品種以外)		秋期には種する小麦 (パン・中華麺用品種)	(パン・中華麺用品種以外)	(パン・中華麺用品種)				
1等	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
2等	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

大豆	
品質区分 (等級)	品質区分別 生産量
普通大豆	1等 kg
	2等 kg
	3等 kg
特定加工用大豆	kg

てん菜	
品質区分 (加重平均糖度)	販売総数量
度	kg

でん粉原料用 ばれいしょ	
品質区分 (加重平均でん粉含有率)	販売総数量
%	kg

なたね	
品質区分 (品種)	販売総数量
キザキノナタネ	kg
きらきら銀河	kg
キラリボシ	kg
ナナシキブ	kg
その他品種	kg

そば	
品質区分 (等級)	品質区分別 生産量
1等	kg
2等	kg

(注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
 (注2) 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

消費税の課税事業者の場合は左の□に✓をいれてください。(任意回答)

**畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書
(予定数量報告書)**

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の予定数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、品質区分別生産量が確定した際には、生産実績数量報告書を提出することを誓約します。

申請者	住所	
	氏名又は 法人・組織名	印
	代表者名 (法人・組織 のみ)	

申請年月日	年 月 日																								
交付申請者管理コード																									
地域協議会等管理コード																									
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード																									
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z

大豆	
予定数量	kg

そば	
予定数量	kg

(注) 予定数量を確認できる入庫伝票等を添付してください。

畑作物の直接支払交付金における数量払の生産実績数量報告書

農林水産大臣 殿

「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）」において、報告した数量が、以下のとおり品種等検査により品質区分別生産量が確定したので、その実績数量を報告します。

申請者	住所	
	氏名又は 法人、組織名	印
	代表者名 (法人・組織 のみ)	

申請年月日	年 月 日
交付申請者管理コード	
地域協議会等管理コード	
「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード	
A	

大豆		
	品質区分 (等級)	品質区分別 生産量
普通 大豆	1等	kg
	2等	kg
	3等	kg
特定加工用大豆		kg

そば		
	品質区分 (等級)	品質区分別 生産量
	1等	kg
	2等	kg

(注意事項)

- (注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
- (注2) 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

**畠作物の直接支払交付金に係る自家加工販売
(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書**

(自家加工販売等農業者)住 所

氏 名 _____

交付申請者管理コード
_____**1 自家加工販売(直売所等での販売)計画**

麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、交付申請書(様式第1号)に添付してください。

① 原料農産物使用計画(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位 : kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位 : kg)

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画)及び販売形態

商品名等	年間販売予定数量(単位 : kg)	商品の販売形態 (該当する欄に○を付けてください)
		自社販売・直売・卸販売・その他
合 計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法()

③ 商品の主な販売先 (該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。)

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等	直売所等の名称 :		
※ 業者の販売等に該当している場合は、並記の販売等の欄を記載してください。	所 在 地 :		
	連絡先 :		

④ 原料農産物の生産数量を証明する書類

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を証明する書類を提出することが必要となります。現時点で、提出する予定の証明書類に○を付けてください。

- ・農産物検査結果通知書の写し
- ・品種名・数量が分かる品位等検査結果の写し
- ・製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
- ・農協等に乾燥・調製を委託した場合の乾燥・調製後の数量が分かる伝票の写し
- ・そのほか生産数量を客観的に確認できる書類()

※該当する欄に○を付けてください。

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年法律第 67 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、本計画書の 1 の内容について、総合化事業計画により確認できる場合、同計画の写しの提出により記載に代えることができます。

2 自家加工販売(直売所等での販売)出荷・販売等実績報告書

前年産の麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を行った者については、その数量等について、実績を記載してください。

① 原料農産物使用実績(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位 : kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位 : kg)

② 商品の加工販売実績(直売所等での販売実績)及び販売形態

商品名等	年間販売数量(単位 : kg)	商品の販売形態 (該当する欄に○を付けてください)
		自家販売・直売・宅配・その他
合 計		

【注意】自家加工販売や直売所等での販売を行っていた者であって、前年産の当該農産物に係る数量払の交付申請時点において、自家加工販売の原料に供する予定であった数量又は直売所等で販売する予定であった数量について、確実に出荷・販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。

なお、出荷・販売伝票の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合には、前年産の当該農産物に係る数量払の交付金を返還していただく場合があります。

(北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農用)

年産

様式第10-1-①号

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所

氏 名〔 法人等にあっては、
名称及び代表者の氏名 〕 印

対策加入者管理コード

A

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg

(注意事項)

- ・収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあっては、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。
- ・対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください（畑作物の直接支払交付金における数量払（以下「数量払」と言います。）の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。）。また、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。
- ・生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象農産物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象農産物に係る生産実績数量を全て申告してください。
- ・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、加工用米、新規需要米、種子用に供される米穀、未検査米（備蓄米は除きます。）及び自家消費用米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

兵庫・高知・宮崎・鹿児島用

XX年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所
氏 名 (法人等にあっては、
名称及び代表者の氏名) 印

対策加入者管理コード A []

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地 域 等 区 分	生 産 実 績 数 量
	kg
	kg

(2) 農産物検査3等以上かつ、(1)以外の者(民間集荷業者や消費者等)に直接販売した数量

地 域 等 区 分	生 産 実 績 数 量
	kg
	kg

(3) 合計((1)+(2))

地 域 等 区 分	生 産 実 績 数 量
	kg
	kg

2 畑作物(麦、大豆)

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、加工用米、新規需要米、種子用に供される米穀、未検査米(備蓄米は除きます。)及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。